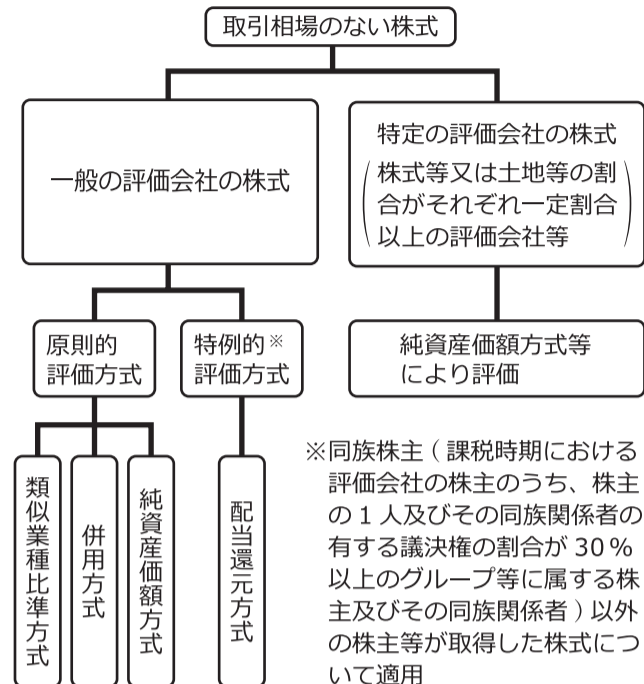


主な記事

- 源泉所得税のあらまし公表 2面
- 通勤手当非課税限度額でQ&A 2面
- 本多管理運営課長インタビュー 3面
- 国税システム更改でKSK2に移行 4面

取引相場のない株式の評価方法の体系



※同族株主（課税時期における評価会社の株主のうち、株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の割合が30%以上のグループ等に属する株主及びその同族関係者）以外の株主等が取得した株式について適用

改正通達の適用は早ければ令和10年から

悪質スキーム誘因の評価方式間のかい離を排除
第三者への事業承継踏まえた評価も検討

国税庁は20日、財産評価基本通達で定めている取引相場のない株式（非上場株式）の評価の見直しに向けて有識者会議（座長 川佐藤英明慶応大学大学院教授）の第1回会合を開催した。令和6年11月に会計検査院から同評価のあり方をより適切なものとするために検討を行うよう指摘を受けたことにも、検査院が指摘した各評価方式間の評価額のかい離に着目した恣意的な会社規模の変化による評価額圧縮スキーム等の存在も確認されていた。検討会では、これらへの対応などを議論する。議論の内容等を9年度税制改正大綱に盛り込み、改正案のパブリックコメントを経て、早ければ10年から適用といったスケジュールが想定される。

会議では、国税庁が区分の評価会社が発行する取引相場のない株式を取得した者間の株主間の公平性の確保と評価額操作の誘因と評価額操作の誘因と崖の解消、②評価額の恣意性・操作性の排除、③実務・学術上の進展を踏まえた今日的観点からの見直し、④第三者への事業承継等の動向も踏まえた評価の四つ。①は異なる規模式について特例的評価の趣旨を踏まえた見直しと適用株主を作出するスキームの排除を、③は昭和39年の評価通達制定当時から金利変動を踏まえた適正な還元率への見直しや継続企業の前提のもと個々の企業の収益力等を反映できる評価方法を検討すること、④は近年のM&Aによる第三者への事業承継の増加と際の企業価値評価を踏まえた検討などを目的とする。

現行の取引相場のない株式の評価方法の体系は図のとおり。相続・贈与税の課税対象となる財産のうち、取引相場のない株式は評価通達に基づき株主の区分や会社の規模に応じて実態に即した評価方法で評価している。株式の区分は同族株主等が取得した株式は原則的評価方式で、単に配当を期待すること

取引相場のない株式の評価見直しで有識者会議

指摘を受けるとともに、検査院が指摘した各評価方式間の評価額のかい離に着目した恣意的な会社規模の変化による評価額圧縮スキーム等の存在も確認されていた。検討会では、これらへの対応などを議論する。議論の内容等を9年度税制改正大綱に盛り込み、改正案のパブリックコメントを経て、早ければ10年から適用といったスケジュールが想定される。

会計検査院の指摘の要旨

- 申告書に添付されていた取引相場のない株式の評価明細書に類似業種比準価額と純資産価額が算定されていた評価会社で類似業種比準価額の中央値は純資産価額の中央値の27.2%だった。類似業種比準価額は純資産価額よりも相当程度低い。
- 類似業種比準価額を適用する割合が、より高くなる評価会社の規模の大きい区分ほど株式の評価額が相対的に低く算定される傾向にある。
- このような状況は異なる規模区分の評価会社が発行した取引相場のない株式を評価した者間で株式評価の公平性が必ずしも確保されているとはいえない。
- 配当還元方式の還元率(10%)も評価通達制定当時(昭和39年)の金利等を参考にして設定され、10%の還元率に基づいて算定される評価額は通達制定当時と比べて相対的に低くなっているおそれがある。

悪質スキーム誘因の評価方式間のかい離を排除

第三者への事業承継踏まえた評価も検討

金額を計上していない資産価額方式の適用を回避しようとするスキーム等の存在も確認されているという。

次回会合は5月11日の予定。

なお、取引相場のない株式を巡っては、法人版事業承継税制の特例の適用期限が9年末に迫っており、中小企業庁が設置した検討会で同税制のあり方の検討も進められている。

次号の予告

5月4日号では、令和8年春の叙勲における税務関係の受章者を掲載する予定です。電子版では4月29日に配信する予定です。

税のしるべ電子版

https://shirube.zaikyo.or.jp

電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などがご覧いただけます。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
TEL 03 (3829) 4141(代)
FAX 03 (3829) 4001
URL https://www.zaikyo.or.jp

一般財団法人 大蔵財務協会

●信頼いただける財協の税務関係図書●

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

高橋泰明 編
▼B5判・290頁・定価1760円(税込)

令和8年版 知っておきたい法人税

中小企業の経営者、経理担当者の皆様に知っておいていただきたい重要なポイントを、図・表、イラストを使い平易に解説。「中小企業者等が特定経営力向上設備等取得した場合の特例償却」「賃上げ促進税制」や「防衛特別法人税」など、前回の(令和6年版)以降の改正に対応。巻末には、「大規模設備投資の促進に向けた税制措置の創設」をはじめとした令和8年度税制改正の概要(法人税等関係)を収録。

橋本満男 著
▼A5判・360頁・定価3080円(税込)

**設備取得を支援する！
中小企業投資促進税制・
中小企業経営強化税制の実務**

中小企業の設備取得を支援する2税制を適用するための手引書。

中村慈美 監修/BGU税法倶楽部 著
▼A5判・270頁・定価2750円(税込)

経営者・経理担当者が知っておきたい税務実務のポイント

中小企業の経営現場で迷いやすい税務論点をテーマ別事例別に整理して解説。

山端美徳 著
▼A5判・120頁・定価1650円(税込)

**間違うと痛い!!
印紙税の実務Q&A**

印紙税の実務で直面する問題についてコンパクトに解説。

武田恒男・松崎啓介 編著
▼A5判・640頁・定価4180円(税込)

**改訂版
加算税の最新実務と
税務調査対応Q&A**

どのようなケースで加算税や加重加算税が課せられるのか、裁決や判決を含めて解説。

望月文夫・宮翔太 共著
▼A5判・230頁・定価2420円(税込)

税法大学院ガイドブック

入試対策から修士論文の書き方まで
税法大学院に通って修士論文を執筆し、2科目免除を目指す人へ捧げるガイドブック。

木山泰嗣 著
▼新書判・200頁・定価1540円(税込)

**税制改正なんて、
勉強する意味ありますか？**

「令和8年度税制改正大綱」を軽く読んでみる日本の未来、あるべき方向を考えていくきっかけになる一書。

書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい
TEL 03 (3829) 4141 FAX 03 (3829) 4001
大蔵財務協会オフィシャルサイト
https://www.zaikyo.or.jp

大蔵財務協会
オフィシャル
サイト

国税庁の本多管理運営課長にインタビュー

国税庁では、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいる。自宅や事務所から納付を行うことができる簡単・便利な手続きで、ダイレクト納付やインターネットバンキングによる電子納税など多様な納付手段を取り揃えている。国税のキャッシュレス納付割合は、令和6年度の実績値が「45・3%」であったことを踏まえ、7年度は「50%」、8年度は「54%」を目指している。このキャッシュレス納付の重点的な取組みや、納付書を使用する際の留意点などについて、キャッシュレス納付伝道師*こと国税庁の本多康昭管理運営課長に話を聞いた。

——キャッシュレス納付利用拡大に当たっての重点的な取組みについて

「キャッシュレス納付」とは、よく誤解されるのですが、単なる「現金を使用しない」という意味での「キャッシュレス」だけではなく、「現金を納付する」という意味での「ペーパーレス」の、3つのレスが揃った納付手段を指しています。

——キャッシュレス納付が不要となる「非書面」という意味での「ペーパーレス」の、3つのレスが揃った納付手段を指しています。

国税のキャッシュレス納付割合は、マジョリティになる景色が迫る一方で、納付件数のうち54・7%が窓口納付であり、その大部分が金融機関での納付となっています。また、窓口で納付される方の7割以上が法人企業であり、税目では5割以上を源泉所得税が占めています。こうした窓口納付の大部分を占める、法



福島県キャッシュレス納付推進大使の若元春樹と若隆景樹のアクスタとPRする本多課長

キャッシュレス納付のさらなる利用拡大に尽力

人企業の源泉所得税をターゲットに、金融機関や税理士会、関係民間団体など各種関係機関の皆さまと連携して、キャッシュレス納付の定義、利便性を確認しつつ、事業者の皆さまに利用を促すことで、キャッシュレス納付割合を伸ばすこととしています。

それには、まず、国税当局と関係機関等が一つの目標を共有し、連携して取り組めるよう、「源泉所得税のキャッシュレス納付割合(令和6年度実績27%)」の目標値、

源泉所得税をターゲットに取組み

HPに「キャッシュレス納付体験コーナー」設置

令和8年度までに「36%」を新たに設定しました。

この目標に向けて、昨年3月に「キャッシュレス納付体験コーナー」をe-Taxホームページに開設しました。e-Taxによる徴収高計算書の作成、送信、電子納税の一連の手続きを体験する中で、源泉所得税のキャッシュレス納付の利便性を実感していただける

もので、金融機関窓口での利用勧奨や行員の方の研修などに活用いただいています。

また、特定の日や曜日

関や税務署窓口で、来店・来署された皆さまにキャッシュレス納付の利便性をご案内しています。

——多くの場所でキャッシュレス納付のことを聞くようになりました。関係機関への働きかけ、連携の状況について。

国税庁では、総務省・地方税共同機構・金融庁・日本銀行・全国銀行協会・全国地方銀行協会・第二地方銀行協会の関係者と「キャッシュレス納付推進協議会」を発足させ、定期的に推進施策を協議しています。

また、税理士会や関係民間団体、金融機関、地方団体等とは、「国税も地方

納付推進の後押しを依頼しつつ、財務局や経済産業局等へ連携先を拡大しています。

——一方でキャッシュレス納付が困難で、従来の納付書を使用した現金納付をしている方への留意点について。

簡単・便利なキャッシュレス納付ですが、舵を切れきれない事業者の皆さまのさまざまなご事情も理解できるところで

納付書は、納税者の皆さまが金融機関窓口などで納付された後、日本銀行で機械処理を行っています。この処理が円滑に行われるよう、納付書で

納付する際には、必ず税務署で用意した所定の納付書をご使用いただくよう、国税庁ホームページで周知・広報をしています。所定の納付書をコピーしたものや、会計ソフトで作成し市販の用紙で印刷したものなどは、この機械処理が正しく行えず、納付事実の確認に時間を要し、納税証明書の発行時期が遅れるなど、ご不便をお掛けする可能性があります。

そのために、納付書の使用に当たっては、繰り返しとなりますが、必ず税務署で交付を受けた所定の納付書を使用いただきますようお願いします。

現金納付は、税務署で交付した所定納付書の使用を

キャッシュレス納付を推進することで、事業者の皆さまは業務の効率化や生産性の向上が図られ、事業者ご自身のDX化を推進することができ

ます。また、金融機関や官公庁にとっても、窓口事務の合理化や経費削減、現金取扱リスクの軽減につながります。このように、キャッシュレス納付の推進は、事業者の皆さまだけでなく、受け手である金融機関や官公庁にとってもメリットがあります。

現在、納付書を使用して現金納付をされている納税者の皆さま、国税庁では、振替納税やダイレクト納付などといった納付書を使用しない簡単・便利なキャッシュレス納付をご用意していますので、ぜひご利用いただきますようお願いします。

現金納付をされている納税者の皆さま、国税庁では、振替納税やダイレクト納付などといった納付書を使用しない簡単・便利なキャッシュレス納付をご用意していますので、ぜひご利用いただきますようお願いします。

いつの時代にも
人と社会に「安全」と「快適」を。

総合建設業
吉村建設工業株式会社
〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359
http://www.yoshimurakensetu.co.jp

土井忠ば漬本舗
【本社】
〒601-1251 京都市左京区八瀬花屋町 41
TEL 075-744-2311 FAX 075-744-2317
URL https://www.doishibazuke.co.jp/
《直営店》
大原本店・三軒院前店・清水店・祇園店・京都駅ホテル店

電炊きまてごはん **土井**
大原本店・京都駅八条口店・祇園店
SUINA 室町店
どい DOI PLUS ONE KYOTO

パスワード of AWES Clean

(空気) Air
(水) Water
(熱) Energy
(土) Soil

イクイップメントのサポート商社
昭栄
株式会社

●本社 〒541-0059
大阪市中央区博労町2丁目3番1号
TEL 06-6262-1241(代) FAX 06-6262-5947

●本店営業部 〒577-0815
東大阪市金物町6番10号
TEL 06-6725-9311(代) FAX 06-6725-9333

●支店 東京・大阪・四国・中国・福岡

●営業所 北関東東・千葉・神奈川・山梨・金沢
姫路・松江・北九州・大分・鹿児島

国税システムを更改

9月24日にKSK2に移行

国税庁は22日、令和8年9月24日に国税システムの更改を予定していると発表した。現行のKSK(国税総合管理)システムをKSK2に移行する。これに伴い、多くの申告書や申請・届出書、法定調書の様式が新しくなるという。

同庁ホームページで納付書、所得税徴収は、様式が変更される。高計算書の様式も変更される。所得税徴収高計算書については、具体的な変更内容(記載様式が掲載されている内容等)も示されている(令和7年9月15日(年分ごとの重複等を号3面参照))。

国税システムの更改に伴い、e-Taxを利用できない期間も発生する。具体的には、メンテナンス時間として、9月19日の0時から9月24日の8時30分まで、9月26日の0時まで、9月26日の0時

国税庁の全国各国税局(所)の集中電話催告センター(納税コールセンター)では、5月17日、24日両日の日曜日に、閉庁日の納税催告を行う。

納税コールセンターでは、国税の納期限までに納付していない人に対して、所轄の税務署に代わり国税局(所)の職員が電話や文書による納税催告を行っている。通常、土曜日、日曜日および祝日は閉庁しているが、両日は、納税催告を実施。納期限や納付手続などについて電話による案内も行う。

5月17日は札幌、関信、東京、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、熊本の10局が実施し、24日は仙

納税コールセンターが電話催告

来月17,24日の日曜日に実施

また、同庁は、税務職員を装った不振な電話への注意喚起をしており、「納税コールセンターでは、国税の納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めていること、や、金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めていること、ない」とし、納税する場合は、窓口納付やコンビニ納付、ダイレクト分割納付などを利用するよう呼び掛けている。

から24時まで利用不可となっているので注意が必要だ。また、e-Taxホ

納付手続など公表

防衛特別法人税

e-Taxの留意事項も示す

国税庁は16日、同庁ホームページで防衛特別法人税に関する納付手続等について、17日e-Taxホームページで防衛特別法人税の新設に関する案内と留意事項についてを公表した。

税理士試験

専用サイトで申請が可能に

e-Taxでの手続はすべて終了

令和7年度税制改正法により防衛財源確保法が改正され、防衛特別法人税が創設された。これに伴い、8年

台、沖縄の2局(所)が実施する。なお、きのう26日にもすでに、札幌、東京、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、熊本、沖縄の9局(所)の納税コールセンターが電話催告を実施した。

また、同庁は、税務職員を装った不振な電話への注意喚起をしており、「納税コールセンターでは、国税の納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めていること、や、金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めていること、ない」とし、納税する場合は、窓口納付やコンビニ納付、ダイレクト分割納付などを利用するよう呼び掛けている。

ホームページのIPアドレスの仕様も変更される。仕様変更後、IPアドレスは非公開となるため、e-Taxに接続する際、IPアドレスを指定して接続している場合は、URLでの接続に変更していただくとしている。

納税義務者となり、防衛特別法人税確定申告書の提出が必要となる。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除することとなっている。なお、防衛特別法人税額がゼロであっても申告は必要となる。中間申告書は、9年4月1日以後に開始する事業年度から提出が必要となる。

納税義務者となり、防衛特別法人税確定申告書の提出が必要となる。中小法人に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から500万円を控除することとなっている。なお、防衛特別法人税額がゼロであっても申告は必要となる。中間申告書は、9年4月1日以後に開始する事業年度から提出が必要となる。

創業政策のあり方報告書を公表

経産省

経済産業省は21日、中小企業庁が開催している「地域の持続的成長に向けた創業政策のあり方検討会」の取りまとめ報告書を公表した。報告書では、創業を巡る現状と課題・論点や、創業者の類型の整理を示すとともに、

今後の政策のあり方と

具体的施策の柱として、

「①創業機運の醸成、②創業者のリテラシー向上や人手不足への対応・資金の確保に係る支援、③創業期におけるさらなる成長支援の強化、④創業支援施策の周知徹底が示された。

「①創業機運の醸成、②創業者のリテラシー向上や人手不足への対応・資金の確保に係る支援、③創業期におけるさらなる成長支援の強化、④創業支援施策の周知徹底が示された。

「①創業機運の醸成、②創業者のリテラシー向上や人手不足への対応・資金の確保に係る支援、③創業期におけるさらなる成長支援の強化、④創業支援施策の周知徹底が示された。

「①創業機運の醸成、②創業者のリテラシー向上や人手不足への対応・資金の確保に係る支援、③創業期におけるさらなる成長支援の強化、④創業支援施策の周知徹底が示された。

「①創業機運の醸成、②創業者のリテラシー向上や人手不足への対応・資金の確保に係る支援、③創業期におけるさらなる成長支援の強化、④創業支援施策の周知徹底が示された。

「①創業機運の醸成、②創業者のリテラシー向上や人手不足への対応・資金の確保に係る支援、③創業期におけるさらなる成長支援の強化、④創業支援施策の周知徹底が示された。

「①創業機運の醸成、②創業者のリテラシー向上や人手不足への対応・資金の確保に係る支援、③創業期におけるさらなる成長支援の強化、④創業支援施策の周知徹底が示された。

「①創業機運の醸成、②創業者のリテラシー向上や人手不足への対応・資金の確保に係る支援、③創業期におけるさらなる成長支援の強化、④創業支援施策の周知徹底が示された。

「①創業機運の醸成、②創業者のリテラシー向上や人手不足への対応・資金の確保に係る支援、③創業期におけるさらなる成長支援の強化、④創業支援施策の周知徹底が示された。

「①創業機運の醸成、②創業者のリテラシー向上や人手不足への対応・資金の確保に係る支援、③創業期におけるさらなる成長支援の強化、④創業支援施策の周知徹底が示された。

「①創業機運の醸成、②創業者のリテラシー向上や人手不足への対応・資金の確保に係る支援、③創業期におけるさらなる成長支援の強化、④創業支援施策の周知徹底が示された。

「①創業機運の醸成、②創業者のリテラシー向上や人手不足への対応・資金の確保に係る支援、③創業期におけるさらなる成長支援の強化、④創業支援施策の周知徹底が示された。

「①創業機運の醸成、②創業者のリテラシー向上や人手不足への対応・資金の確保に係る支援、③創業期におけるさらなる成長支援の強化、④創業支援施策の周知徹底が示された。

「①創業機運の醸成、②創業者のリテラシー向上や人手不足への対応・資金の確保に係る支援、③創業期におけるさらなる成長支援の強化、④創業支援施策の周知徹底が示された。

「①創業機運の醸成、②創業者のリテラシー向上や人手不足への対応・資金の確保に係る支援、③創業期におけるさらなる成長支援の強化、④創業支援施策の周知徹底が示された。

「①創業機運の醸成、②創業者のリテラシー向上や人手不足への対応・資金の確保に係る支援、③創業期におけるさらなる成長支援の強化、④創業支援施策の周知徹底が示された。

「①創業機運の醸成、②創業者のリテラシー向上や人手不足への対応・資金の確保に係る支援、③創業期におけるさらなる成長支援の強化、④創業支援施策の周知徹底が示された。

「①創業機運の醸成、②創業者のリテラシー向上や人手不足への対応・資金の確保に係る支援、③創業期におけるさらなる成長支援の強化、④創業支援施策の周知徹底が示された。

「①創業機運の醸成、②創業者のリテラシー向上や人手不足への対応・資金の確保に係る支援、③創業期におけるさらなる成長支援の強化、④創業支援施策の周知徹底が示された。

「①創業機運の醸成、②創業者のリテラシー向上や人手不足への対応・資金の確保に係る支援、③創業期におけるさらなる成長支援の強化、④創業支援施策の周知徹底が示された。



LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスロムパイプ製造販売、G.H.P.冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カリメラの水」宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放課後等デイサービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他

株式会社 マルエイ

代表取締役会長 澤田 栄一
代表取締役社長 澤田 正

本社：〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL: 058-245-0101
http://www.maruei-gas.co.jp/

MARUTA

新しい物流サービスを創造していく
service creation

丸太運輸株式会社

代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク

高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。

〒467-0856 愛知県名古屋瑞穂区新開町22番20号
TEL (052) 872-3311
FAX (052) 871-1531
URL http://maruta.co.jp

名古屋南区加福本通2丁目19番地
TEL 052-611-1151



もっと自由に もっと楽しく
日々を彩り 暮らしをデザインする

豊島

TOYOSHIMA

ライフスタイル提案商社
www.toyoshima.co.jp

続 傍流の正論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

88

各種加算税の賦課決定においては、「正当な理由」が存する場合には、課税されないこととされている。そして、この場合の「正当な理由」は、一般に、「(加算税の)本質が、租税申告の適正を確保し、もって申告納税制度の秩序を維持するもので、租税債権確保のために納税義務者に課せられた税法上の義務不履行に対する一種の行政上の制裁というものである」とのことからすれば、かかる制裁を課することが不当若しくは酷と思料される事情の存することを指称する」と解されている。

また、この「正当な理由」が生じる原因には種々あるが、例えば、税務職員の誤指導によって過少申告等が生じた場合に、信義則の適用はともかくとして、「正当な理由」が存することになる(札幌地裁昭和50年6月24日判決等)。その延長線上の問題として、公刊物において国税庁等の担当者がその官職を付して特定の条文の解釈・適用を解説している場合に、当該解釈に反した課税処分が行われた場合に、当該課税処分に係る加算税についての「正当な理由」の存否が問題となる。

この点につき、税務当局の担当者が執筆等をし、旧大蔵省の外郭団体が発行した解説書に「個人から法人に対する無利息貸付については課税関係は生じない」旨記述されていたことに反する課税処分が行われた場合に、「正当な理由」の存否も争われたところ、東京高裁平成11年5月31日判決は、次のとおり判示して、「正当な理由」を容認した。

「本件解説書は、正確に言えば、私的な著作物であり、個人から法人に対する無利息貸付について本件規定の適用が一切ないことを保証する趣旨までは記載されていないが、各著者の推薦のことば「監修者のごとく」等において、東京国税局税務相談室その他の税務当局に寄せられた相談事例及び職務の執行の際に生じた疑義について回答と解説を示す形式がとられてい

最判にも疑義⑤ 正当な理由

ることが記載されており、税務当局の業務ないし編者等の税務当局勤務者の職務との密接な関連性を窺わせるものである。したがって、税務関係者がその編者等や発行者から判断して、その記載内容が税務当局の見解を反映したものと認識し、すなわち、税務当局が個人から法人に対する無利息貸付については課税しないとの見解であると解することは無理からぬところである。」

「本件各解説書は、その体裁等からすれば、税務に携わる者においてその記述に税務当局の見解が反映されていると受け取られても仕方がない面がある。しかしながら、その内容は、代表者個人から会社に対する運転資金の無利息貸付一般について別段の定めのあるものを除き、という留保を付した上で、又は業績悪化のため資金繰りに窮した会社のために代表者個人が運転資金500万円を無利息で貸し付けたという設例について、いずれも、代表者個人に所得税法36条1項にいう収入すべき金額がない旨を解説するものであって、代表者の経営責任の観点から当該無利息貸付に社会的、経済的に相当な理由があることを前提とする記述であるということができるから、不合理、不自然な経済的活動として本件規定の適用が肯定される本件貸付とは事案を異にするというべきである。」

この二つの判決を比較した場合に、筆者自身、長年、加算税のあり方を研究してきた経験(「附帯税の実務研究」大蔵財務協会刊)に照らし、高裁判決の方が妥当であると考えられる。現に、国税庁自体、この事件を契機に、職員が官職を付けて解説をすることを禁じているが、そのこと自体、この事件に過少申告加算税を課したことにはやや後ろめたさを感じていたのかもしれない。

インボイス制度の再確認

■税理士 森田 修 4

相続があった場合等の3割特例の適用の可否

今回は、3割特例の適用の可否で特に判断に迷うケースについて解説します。

(1) 相続があった場合の適用の可否

3割特例は、インボイス発行事業者の登録(以下「登録」といいます。)とは別の理由により課税事業者となる課税期間は適用できませんので、登録開始日の前日までに相続があった場合に、消費税法10条1項((相続があった場合の納税義務の免除の特例))の規定により課税事業者となる課税期間、すなわち、登録前から相続により課税事業者となっている課税期間については、3割特例の適用を受けることはできません。

しかし、登録日以後に相続があった場合には、予期せぬ相続により課税期間の途中から3割特例の適用が受けられないことになるのは不相当との理由から、相続があった日の属する課税期間については3割特例の適用を受けることができます(28年改正法附則51の2、51の3)。

例えば、免税事業者である個人事業者が令和9年4月1日に登録を受け、同月の30日に課税事業者である被相続人の事業を承継した場合には、令和9年分について3割特例の適用を受け

ることができます。しかし、令和10年分については、通常であれば相続があったことが理由で課税事業者ということになりますから、3割特例の適用を受けることはできません。

(2) 調整対象固定資産を取得した場合の3年縛りとの関係

「課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となった後2年以内に一般課税で調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合は、「課税事業者選択不適用届出書」の提出が制限され、3年間は課税事業者となることが強制されます(消法9⑦)。いわゆる「3年縛り」と呼ばれるものです。

ところで、登録ができるのは課税事業者に限られますから、免税事業者が登録を受けるためには、本来であれば、「登録申請書」と「課税事業者選択届出書」を併せて提出する必要があります。

しかし、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間においては、免税事業者に係る登録の経過措置が設けられており、課税期間の途中であっても登録ができ、登録開始日からその課税期間の末日までは納税義務が免除されないことから、免税事業者であっても「課税事業者選択届出書」を提出せずに登録を受けることができます(28年改正法附則44④、消基通21-1-1)。

この経過措置により登録を受けた事業者は、「課税事業者選択届出書」を提出していませんから、3年縛りが適用される要件を満たさないことになり、別の理由により課税事業者とならなければ、3割特例の適用を受けることができます。

登録日以後に相続があった場合は適用できる 経過措置により登録を受けた場合は3年縛りの対象外



豊かな経験、
確かな技術。

大一電気工業株式会社

取締役社長 長瀬 裕亮

本社/〒760-0067
高松市松福町2丁目4-6
TEL087-851-1178(代)
FAX087-851-3621

支店/愛媛 営業所/徳島・北島
建設所/綾川



DAIICHI ELECTRIC INDUSTRY CO.,LTD.

創業 明治三十年

豊富な経験と知識を生かした信用と技術の水戸工業



自動車整備用工具製造 機械工具・工作機械販売

水戸工業株式会社

本社/〒101-0036 東京都千代田区神田北乗物町6番地 電話東京(03)3252-1211(大代表)

裁決事例集

284

裁決のポイント

定年年齢を超えて勤務していた医師に支払った一時金は退職原因として給付されたものと認められ、退職所得に該当するとした事例。

病院を経営する法人の審査請求人が雇用する医師の定年を定める旨の就業規則改正を行ったことに伴い、改正時にすでに定年に達していた医師らに退職金として支払った金員について、原処分庁が医師らは退職扱いとなった後も勤務を続けていることなどから金員は給与等に該当するとして請求人に源泉所得税等の納税告知処分等を行った。これに対し、請求人が処分の取消しを求めていた事案で、国税不服審判所は従来の勤務関係の終了があったと認められるなどと判断し、処分は違法だったとして取り消した(令和7年7月25日付、公表裁決)。

事案の概要

請求人は本件病院と複数の診療所を運営している法人。請求人の就業規則(令和4年3月31日改正前のもの。旧就業規則)および職員給与規則(4年4月1日改正前のもの。旧給与規則、旧就業規則とあわせて各旧規則)では、旧就業規則は請求人の業務に従事するすべての職員に適用するが、病院長、副院長など一定の者には適用しない部分があること、旧就業規則には旧給与規則が附属すること、職員の定年は60歳とするが、請求人が業務上必要と認め、かつ、本人が希望した職員は定年延長することができるとなどが規定されていた。

請求人は、医師には旧就業規則の定年の定めを適用していなかったため、医師4人(本件医師ら)は60歳を超えてから

編集部編

就業規則を改正して医師に定年制導入、定年年齢を超えて働いていた医師に支払った一時金は退職所得

も本件病院等に勤務していた。4人のうちの1人は平成24年4月1日から令和6年6月19日までの間、請求人で代表権および業務執行権のない理事だった。

請求人は各旧規則の一部を改正することとし、旧就業規則は4年3月31日付で、旧給与規則は4年4月1日付でそれぞれ改正された。各旧規則の改正で医師の定年を65歳とする旨が明記された。

本件医師らは65歳を超えて本件病院等に勤務していたことから、請求人は4年3月10日までに本件医師らと各旧規則改正後の処遇について合意。請求人は4年3月18日までに本件医師らから3月31日付で退職事由を定年とする旨記載された退職願の提出を受け、4月以降の新たな雇用契約を締結した。同雇用契約書には賃金は年俸制とすること、退職金は支給しないことなどが記載されている。

請求人は4年3月31日、本件医師らに退職金の名目で本件一時金をそれぞれ支払った。本件一時金は、本件医師らがそれぞれ65歳に達した年度の末日までの勤続年数や基本給などを基準に、旧給与規則における退職手当の定めに基づき算出されていた。

審査請求に至る経緯

請求人は4年4月11日、本件一時金が所得税法30条1項に規定する退職手当等に該当するとして計算した源泉徴収に係る所得税等を納付した。原処分庁は本件一時金が退職手当等に該当せず、一時に支給する臨時的な給与に該当するから、同法28条1項に規定する賞与に該当するなどととして、6年7月9日付で源泉所得等の各納税告知処分等をした。

争点は、本件一時金が所得税法28条1項に規定する給与等または同法30条1項に規定する退職手当等のいずれに該当するか。

原処分庁の主張

請求人が運営する病院等で勤務する本件医師らに退職金の名目で支払った本件一時金について、請求人と本件医師らの

間には、退職および再雇用という実質がなく、従来の勤務関係がそのまま継続していたことが推測され、本件医師らは、再雇用とされた前後で賃金が同水準であり、その役割も変動がなかったと推測されること等から、勤務関係が終了したとしても、勤務関係の性質、内容および労働条件等に重大な変動があって、形式的には継続している勤務関係が実質的には単なる従前の勤務関係の延長とはみられないなどの特別の事実関係があったとも認められない。また、本件一時金が合理的な理由による退職金支給制度の実質的改変により精算の必要があつて支給されたものとも認められないから、本件一時金は所得税法30条1項に規定する退職手当等に該当しない。

審判所の判断

請求人の理事を兼務する医師(兼務医師)を除く本件医師らは、新たな雇用契約に至る経緯および内容を踏まえると、雇用形態の法的性質は大きく異なっており、請求人を取り巻く状況等を踏まえると、各雇用契約の前後で業務内容および賃金等の変動がないことをもって従来の勤務関係が終了していないとみるのは相当でなく、請求人の各雇用契約締結の目的も合理的な理由を有するから、従来の勤務関係の終了があったと認められる。

兼務医師については、理事の身分に変更がないから請求人での勤務関係が終了したとはいえないが、使用人としては他の医師らと同様に従来の勤務関係が終了したと認められ、兼務医師に係る本件一時金は理事としての職務に対するものではないこと等から、使用人としての関係では、実質的にみて所得税法30条1項に規定する「退職により一時に受ける給与」というための各要件の要求するところに適合し、課税上、これと同一に取り扱うことが相当であり、同項に規定する「これらの性質を有する給与」に該当すると認められる。

したがって、本件一時金は所得税法30条1項規定の退職手当等に該当する。

注目の一冊

間違うと痛い!!

印紙税の実務Q&A

(四訂版)

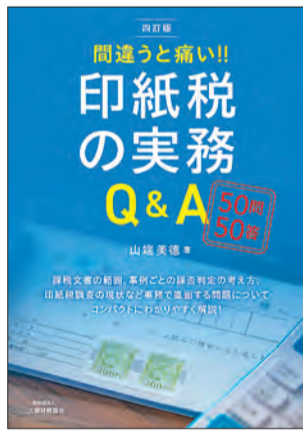
山端 美徳 著

昨今、税務調査では、印紙税をチェックされることが多いため、大量に作成する文書のような場合は、文書作成の初期段階で印紙税の課否などについて適切な判断をしておくことが欠かせない。

潜在的な税務上のリスクがあるにもかかわらず、印紙税に関する書籍は、法人税、消費税、相続税などの税目に比べると数が少なく、更には、研修で取り上げられる機会もほとんどない。印紙税は税理士による税務代理の対象とならない税目であり、また、税理士試験の受験科目でもないため、体系的に理解することが難しい状況にあるといえる。

そこで本書は、実務で直面する問題として、課税文書の範囲、事例ごとの課税判定の考え方、更には、印紙税調査の現状などをコンパクトにまとめ、理解しやすい構成とした。

「印紙税とは」「課税文書に該当するかどうかの判断」「消費税額等が区分記載された場合の印紙税の記載金額」「請負契約書」「サラリーマン等が作成する受取書」などの問答、裁決事例も収録。A5判、120ページ。定価1,650円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL:03-3829-1411、FAX:03-3829-4001)。



カミ商事グループ

カミ商事株式会社

代表取締役社長 井川 博明

愛媛県四国中央市三島宮川一丁目二番二七号
電話(〇八九六)代表二三一五四〇〇

愛媛製紙株式会社

代表取締役社長 井川 和寛

愛媛県四国中央市村松町三七〇番地
電話(〇八九六)二四一三三三〇

日本興運株式会社

代表取締役社長 井川 正

愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四五号
電話(〇八九六)代表二四一二五五〇

ほう、そうきたか。
というアイデアで、
地球の未来を包むこと。

「包装」と「パッケージ」の総合メーカー 福助工業株式会社
福助工業グループは、「環境にやさしい循環型社会実現のため、企業と社会の持続的発展に貢献する事業活動を推進する」という基本理念のもと、様々な活動に取り組んでいます。詳しくは弊社ホームページをご覧ください。

税務調査と

真実

4

■井東 圭

先生と呼ばれた男(4)

調査は坦々と進んだ。どの帳簿も非の打ち所がない。そもそも社長は、商業高校で財務会計を教えた経験があり、無論、簿記にも精通していた。

「さすがですね。仕訳もそうなら、法人税法の取り扱いも、今までのところ問題ありません」

「お粗末様です」社長は頭を下げた。「ところで先生がいや失礼、社長さんが、当地にいられて、今の仕事を始められたきっかけは、何だったのですか」

「ひとりでいえば、縁ですかね」

「どのような縁で？」

「私の生まれは沖繩で、これまた縁があり教職に就きましてな。聖職とは申しませんが、価値ある仕事でした。ただ、これで自分の一生を終えてしまってもいいかと思うところもあり、

そんな気持ちを心の奥に押し込めて、日々暮らしていたわけですね。

そんなところ、当地にいた古くからの友人が、廃業したいというので、8年前に引き継いだってわけですね」

「8年前となると、それ以降バブル経済、それが弾け急転直下。まさに激動の時期を経験され、大変でしたね？」

「おっしゃる通り。今も火の車、文字通り自転車操業ですね」

バブル時代に購入した車両の大半はすでに売却したものの、なおも残債の支払いが重くのしかかってきた。

「ただ、あの子のように親御さんから預かっている以上は、がんばらねばならないと思って、どうにかこうにか踏ん張っていますわ。社員はみな私より若いので、経営者としては路頭に迷わすわけにはいかない。まあ、いつまでたっても、教師氣質が抜けないですよ」

社長は声なく笑みを浮かべた。

杉江は頷くと、帳票に目を落とした。

◇ ◇ ◇

調査2日目、昼食の時間帯、杉江は外に出た。息がつかまったからだ。今のところ非違事項は、なに一つない。

「これじゃあ、丸コレだな」

「是認なる隠語が口をついて出た。そもそも社長は、商業高校の会計担当の先生だったのだ。そのうえ教頭とまわっている。そんな専門家で堅物の社長が、処理をミスったりはしないだろう。ましてや不正を働くなど考えられない」

杉江は心の中で独り言を吐いた。

「駅を挟み会社とは反対の北側にある蕎麦屋に入り、かつ丼を食べながら、杉江は午後の調査展開を考えた。

あとは、源泉でも確認するか。あるいは、資料せんの収集でもして、時間を潰すか……」

調査の戦意をすっかり削がれた自分を、いかん、いかんと杉江自身が鼓舞するもの、どうにも気合が入らない。かつ丼を食してしまおうと、蕎麦屋で時間を潰すこともできない。かといひ駅の近くに喫茶店は見当たらない。

重い溜息をつくと、駅にむかった。

改札口前のベンチに座りしばらくいたが、夏の強い日射しに構内は蒸し風呂のよう。噴き出す汗で、下着とワイシャツが濡れて肌にくっついていく。なにやっていたんだ、オレ。こんなところ

るにいても何も始まらないじゃないか。敵は本能寺にありだろ。とっとと会社に行き、昼休み、先生と雑談でもした方がましだろ。そうすれば、思わぬ突破口が見えてくるかも知れない。

杉江は重い調査カバンを手にする。容赦なく照りつける日射しを受けながら会社に向かった。

ほどなくして赤信号の交差点で立ち止まった。会社のプロック塀の角に置かれた2台の自動販売機の上部分が、太陽の光をうけチカチカと光っている。青信号に変わると、杉江は磁石に吸いつけられるように自販機の前立ち、百円玉を入れ缶コーヒーを買った。

日陰を求め自動販売機の脇に立つ。プルリングを引きながら、ふと見れば、角を囲むようにさらに1台、飲料メーカーの赤い自販機があった。

「あれ?? この収入って、どこかで計上されていたっけ……?」

一気にグツとコーヒーを煽ると、足元に調査カバンを置き、杉江は3期分をどし紐でくくった申告書をめくった。損益計算書の売上の内訳書にはない。

「じゃあ、雑収入か……あれ??」

「お粗末様です」社長は頭を下げた。「ところで先生がいや失礼、社長さんが、当地にいられて、今の仕事を始められたきっかけは、何だったのですか」

「ひとりでいえば、縁ですかね」

「どのような縁で？」

「私の生まれは沖繩で、これまた縁があり教職に就きましてな。聖職とは申しませんが、価値ある仕事でした。ただ、これで自分の一生を終えてしまってもいいかと思うところもあり、

そんな気持ちを心の奥に押し込めて、日々暮らしていたわけですね。

そんなところ、当地にいた古くからの友人が、廃業したいというので、8年前に引き継いだってわけですね」

「8年前となると、それ以降バブル経済、それが弾け急転直下。まさに激動の時期を経験され、大変でしたね？」

「おっしゃる通り。今も火の車、文字通り自転車操業ですね」

バブル時代に購入した車両の大半はすでに売却したものの、なおも残債の支払いが重くのしかかってきた。

「ただ、あの子のように親御さんから預かっている以上は、がんばらねばならないと思って、どうにかこうにか踏ん張っていますわ。社員はみな私より若いので、経営者としては路頭に迷わすわけにはいかない。まあ、いつまでたっても、教師氣質が抜けないですよ」

社長は声なく笑みを浮かべた。

杉江は頷くと、帳票に目を落とした。

◇ ◇ ◇

調査2日目、昼食の時間帯、杉江は外に出た。息がつかまったからだ。今のところ非違事項は、なに一つない。

「これじゃあ、丸コレだな」

「是認なる隠語が口をついて出た。そもそも社長は、商業高校の会計担当の先生だったのだ。そのうえ教頭とまわっている。そんな専門家で堅物の社長が、処理をミスったりはしないだろう。ましてや不正を働くなど考えられない」

杉江は心の中で独り言を吐いた。

「駅を挟み会社とは反対の北側にある蕎麦屋に入り、かつ丼を食べながら、杉江は午後の調査展開を考えた。

あとは、源泉でも確認するか。あるいは、資料せんの収集でもして、時間を潰すか……」

100年ぶりの抜本改正 新しい公益信託制度と税制

4

■(株)野村資産承継研究所 主任研究員 小松原 稔通 (税理士)

信託財産拋出時の課税関係(優遇措置等)

【みなし譲渡課税とその非課税措置】

新公益信託では委託者(個人)が資産(譲渡所得等の課税対象となる資産)を信託した場合、みなし譲渡課税の対象となる(所法59①一)。公益法人等への贈与又は遺贈で、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けた場合は、民間の公益活動を促進する観点から、その贈与等はなかったものとみなし、譲渡益への課税をしない非課税措置がある(措法40①後段)が、公益信託についてもこの非課税措置が適用されることになった。具体的には、本非課税措置の対象となる贈与等に「公益信託の受託者への贈与又は遺贈」が、適用対象となる公益法人等に「公益信託の受託者」が、公益目的事業に「公益信託事務」がそれぞれ追加された。

すべての公益信託に税制優遇(寄附金控除等)

【相続税・贈与税】

公益信託の委託者(個人)が資産を信託した場合で受託者が個人の場合は、相続税や贈与税の課税関係が生じるとも考えられるところ、公益信託の信託財産として遺贈・贈与により受託者が取得した財産の価額は、相続税・贈与税の課税価格に算入しないこととされた(新相法12①四、21の3①四)ため、従来と同様、相続税・贈与税の課税関係は生じない。

【寄附金控除等】

公益信託の委託者が個人の場合の寄附金控除の対象は、従来、認定特定公益信託への拋出に限られていた(旧所法78③)が、その限定はなくなり、新たな公益信託の信託財産とするための拋出は、公益法人への寄附と同様に寄附金控除の対象となった(新所法78②四)。なお、公益信託に係る信託事務全般への寄附が対象となるので、学資の支給などの公益事務だけでなく管理費に充てられる寄附も対象となる。なお、公益法人と異なり、税額控除の対象にはならない。

委託者が法人の場合、従来は、特定公益信託の信託財産への拋出に限り寄附金として限度額までの損金算入が認められ、さらに認定特定公益信託への拋出は特定公益増進法人と共通の別枠で損金算入が認められた(旧法法37⑥)。新公益信託においては、そのすべてが特定公益増進法人に対する寄附金と共通の別枠で損金算入が認められることとなった(新法法37⑤)。

【相続財産を公益信託に拋出した場合の相続税】

相続財産を新公益信託の信託財産とするために拋出した場合は、従来の認定特定公益信託への拋出と同様に相続税の非課税制度の対象となる(措法70③)。

TAX ナンバー プレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和6年度一般会計分収の決算額(75兆2,321億円)の補正後予算額に対する増収割合になります。

答え = . %

ナンプレの予想難易度: 13

9	B		3	A	
		2	1	9	6
		9			8
6	4	8	3	1	
		1		7	
		8	1	5	6
	7			2	
1	5	4		9	
			8		2

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 5月3日(日)

前回の答え , 万件

真弓皮フ・泌尿器科

医療法人社団 研友会

院長 真弓 研 介

高松市福田町13番地3

TEL (087)821-3913



水口酒造株式会社 愛媛県松山市道後喜多町3-23
tel. 089-924-6616 fax. 089-924-3707

「広島みなとフェスタ」で税金クイズ

広島南法人会 親子で楽しく税知識を深める



公益社団法人広島南法人会(塩本能尚会長=写真中央)は3月15日、青年部会(吉岡佑樹部会長=同左)と女性部会(仮田久仁子部会長=同右)が中心となり、広島みなとフェスタ会場の一角に税金クイズのブースを設置し、地域の子どもたちに税知識の普及活動を行った。

広島みなとフェスタは、広島みなと公園一帯で毎年3月に行われるイベントで、今年は土、日の2日間で約7万人近い来場者があった。

当日は晴天に恵まれ、開始時間前から親子連れがたくさん並んでいたため、予定より10分早くスタート。税金クイズを親子で考えて回答し、青年部会メンバーが答え合わせをして、間違っている答えは、丁寧に解説していた。クイズの後、子どもたちは景品を受け取り、スーパーボールすくいにチャレンジし、楽しい休日の1ページを親子で税金を学びながら満喫した。

準備した650個の景品も、予定時間より早くなくなり、盛況のうちに終了した。

クイズに参加した子どもたちは、「税金クイズは難しかったけど楽しかったです。税金のことをもっと知りたいと思いました」と感想を話していた。

また、仮田女性部会長は、「子どもたちが楽しみながら税金について学ぶ姿に、活動の意義を改めて感じるとともに、今後も地域の皆さんと連携しながら、未来を担う子どもたちに税金の大切さを伝える取組みを継続していきたい」と今後の抱負を述べた。



昨年、名古屋中税務署(新貫亮署長)が開催した租税教室で「税の意義・役割」を学んだデザイン専門学校生が、児童たちに「税」を伝えるためのイラスト制作に挑



札幌国税局はこのほかに、全国初となる国税庁e-Tax e-Taxのイータ君をラッピングした自動販売機の公募を実施。3月31日、札幌第二合同庁舎において除幕式が行われた。

除幕式で山下和博局長は、自動販売機という非常に身近な媒体・広告塔を通じてキャッシュレス納付をさらに推進していきたいと挨拶。

除幕式には、札幌国税局のほか、ラッピング自動販売機を設置する北海道コカ・コーラボトリング(株)、自動販売機のモニターで放映

されるキャッシュレス納付推進動画を制作した学校法人北海道安達学園札幌マンガ・アニメ&声優専門学校の生徒も出席したII写真。

神奈川県小売酒販組合連合会(佐藤和慶会長)は9日、JR横浜駅西口・中央通路において、「20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅キャンペーン」を実施したII写真。

また、きき酒の投票用紙にはお酒にまつわる税金クイズが記載されており、参加者は熱心に回答していた。

「お酒は20歳になってから」とかかれたポケットティッシュ3000個を配布した。同連合会の佐藤会長は、「20歳未満にはお酒を売らず、飲ませず、飲酒運転はしない、させないということを徹底して呼び掛けていきたい」と話していた。

また、きき酒の投票用紙にはお酒にまつわる税金クイズが記載されており、参加者は熱心に回答していた。

「れんらくぶくろ」の手渡し式

名古屋中税務署 新小学1年生に贈呈

名古屋中税務署(水野一樹署長)は、今年で14年目となる。名古屋市中区西区内を代表して、同小学校で手渡し式が開催された。この日に入学を迎えた中区内の新小学1年生341人全員に「れんらくぶくろ」を手渡したII写真。こ

新酒きき酒会に

葛城元選手ら参加

西宮納税協会(兵庫・公益社団法人西宮納税協会(上田勝嗣会長)は8日、西宮市社町の西宮神社会館で、新酒きき酒会を開催したII写真。当日はフリーアナウンサーの桑原征平さん、元フ

イータ君自販機の除幕式

札幌局キャッシュレス納付を推進

札幌国税局はこのほかに、全国初となる国税庁e-Tax e-Taxのイータ君をラッピングした自動販売機の公募を実施。3月31日、札幌第二合同庁舎において除幕式が行われた。



また、きき酒の投票用紙にはお酒にまつわる税金クイズが記載されており、参加者は熱心に回答していた。

また、きき酒の投票用紙にはお酒にまつわる税金クイズが記載されており、参加者は熱心に回答していた。

また、きき酒の投票用紙にはお酒にまつわる税金クイズが記載されており、参加者は熱心に回答していた。

日弁連 事業承継・事業再生シンポジウム

来月18日、オンライン配信も

日本弁護士連合会(松田純一会長)は5月18日、オンライン配信も

弁護士会館で、事業承継・事業再生シンポジウム「事業承継・引継ぎ時の経営者保証解除について」を開催する。

事業承継・引継ぎ時における経営者保証解除については、令和6年8月に中小企業M&Aガイドラインの改訂がなされる等、様々な施策により、円滑に行われるよう工夫が施されてきた。しかし、近年においても、特に悪質なM&A仲介業者が関与するケース、専門家である弁護士が関与しないケースで、金融機関に対して秘密裏に株式譲渡による事業承継が行われ、株式譲渡後に旧経営者の経営者保証を解除しようとして

ても金融機関に申し立てるも、旧経営者に代わって株式を失った上で負債だけが残り、事業承継・引継ぎという事実が発生。そこで、金融機関、中小企業連合体、各種士業といった中小企業を取り巻くプレイヤー向けに、事業承継・引継ぎ時における経営者保証解除が適正になされるよう、近時の実例や今後の対応策に関するシンポジウムを開催することとした。

弁護士らによるパネルディスカッションなどが行われる予定。参加は無料だが、申し込み方法などは日弁連ホームページで。

全酒協発行のビール共通券・清酒券は、「有効期限」が設定されておりますので、お早めに商品との交換をお願いします。【※有効期限:2031年3月31日】

ご贈答に、「ビール共通券・清酒券」どの銘柄とも交換できる

全酒協のビール共通券・清酒券のお買い求め、お引き換えはこのステッカーの酒販店をはじめ全国の酒類販売店で。

\\ こんな時に「ビール共通券・清酒券」を! //

贈答品 「香典返し」「内祝い」等に	プレゼント 「就職祝い」「退職祝い」等に	景品 「ゴルフ大会の景品」等に
-----------------------------	--------------------------------	---------------------------

全酒協発行のビール共通券・清酒券は、「有効期限」が設定されておりますので、お早めに商品との交換をお願いします。【※有効期限:2031年3月31日】

ビール2本券 ¥960(非課税)	清酒特撰券 ¥2,880(非課税)
ビール2本券 ¥575(非課税)	清酒上撰券 ¥2,470(非課税)